

第4期雲南市農業委員会第33回総会議事録

1. 日 時 平成26年3月20日(木) 13:30~14:50

2. 場 所 木次町 下熊谷交流センター

3. 出席委員(30)

1番 内部武雄	2番 永井尚二	3番 錦織邦男	4番 渡部満憲
5番 宇都宮敏章	6番 日野一夫	7番 片寄健治	8番 竹下房子
9番 高島幹雄	10番 竹内 勉	11番 狩野幹美	14番 杉山正美
15番 鳥谷悦雄	16番 星野朝義	18番 嘉本輝雄	19番 白築 進
22番 藤原克巳	23番 白築 剛	24番 青木征温	25番 名原玲子
26番 小田久義	27番 藤原修至	28番 高田 耕	29番 加藤一郎
30番 廣澤幸博	31番 石橋義明	32番 武田京子	33番 周藤寛洲
34番 橋本 博	35番 陶山直利	36番 勝部有二	37番 板持 庸

4. 欠席委員(5名) 12番 持田明典 13番 高橋敬二 17番 川上蘆求

20番 白築美雄 21番 山本博子

遅刻委員(2名) 24番 青木征温 35番 陶山直利

早退委員(2名) 6番 日野一夫 26番 小田久義

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 主 査 景山修二
副主幹 山中亜希子 副主幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第192号 雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会委員の選出について
- ・議第193号 雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について
- ・議第194号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議題195号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の認定について
- ・議第196号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第197号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第198号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第199号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について

7. 議 事

発信者	議 事 要 旨
事務局	定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。</p> <p>ただ今から平成26年第33回総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は30名であります。欠席委員は12番持田委員、13番高橋委員、17番川上委員、20番白築委員、21番山本委員から欠席届が出ております。また、24番青木委員、35番陶山委員から遅刻届、6番日野委員、26番小田委員から早退届が出ております。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第5条の規定により、定足数に達しておりますので、これから雲南市農業委員会第33回総会を開会いたします。</p>
議 長	<p>本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、28番高田委員、30番廣澤委員を指名します。</p>
事務局	<p>日程第2、諸報告を行います。</p> <p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・農地法第4条第1項第8号届出書（農業施設用地転用届）の受理について ・田畑転換届出の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>それでは最初に、「議第192号雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会委員の選出について」と「議第193号雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」を一括上程し議題といたします。説明を求めます。</p>
29番	<p>議第192号、議第193号は人事案件でございます。運営委員会で協議しまして、任期期間中は特別の事由がない限りは引き続きお願いするかたちを取っているところです。後ほど事務局の方から現在の委員さんの発表を申し上げますが、皆さん方のご賛同が得られれば大変で</p>

発信者	議 事 要 旨
29番	しょうが引き続き任期いっぱい其々の委員にお務めいただければと思います。
事務局	<p>議案書5ページをご覧ください。「議第192号雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会委員の選出について」であります。</p> <p>現在、大原地区は藤原修至委員、飯石地区は白築剛委員のお二方にお出かけいただいております。任期は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間です。今度が、平成26年4月1日から3年間です。</p> <p>続いて、議案書6ページをご覧ください。「第193号雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」であります。</p> <p>現在の委員ですが、会長、会長職務代理者、及び地域農業対策委員会から各町で1名を選出いただいております。但し、委員長・副委員長を含む他の4町から選出いただき、8名の方にお出かけいただいております。選出委員は、会長職が板持庸会長、職務代理者職が勝部有二会長職務代理者、大東町が永井尚二委員、加茂町が内部武雄委員、木次町が廣澤幸博委員、三刀屋町が川上蘆求委員、吉田町が白築進委員、掛合町が藤原克巳委員にお出かけいただいております。任期は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1か年です。今度が、平成26年4月1日から1年間です。</p>
議 長	<p>ただ今運営委員長から提案及び事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。お諮りいたします。</p> <p>「議第192号雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会委員の選出について」、「議第193号雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」は、提案のとおり委員を選出することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「議第192号雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会委員の選出について」、「議第193号雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」は、提案のとおり委員を選出することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第194号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。「議第194号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、農用地区域内、面積は1,686㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「ほ場整備と換地に伴う土地交換により譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「ほ場整備と換地に伴う土地交換により譲り受ける」ということです。土地代は山林と交換で無償、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で、農用地区域内、面積は1,149㎡、権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「農道の新設に伴い、田の耕作面積が減少したため、耕作の効率、手間等から申請地の隣接で農地を所有する譲受人に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり150,000円で、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で、農用地区域内、面積は3,503㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり48,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で、面積は628㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため、譲受人に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を主宰する」ということです。土地代は10アール当たり48,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△外6筆、地目は登記簿・現況とも畑が1筆、登記簿・現況とも田が6筆、農用地区域内、面積は合計5,565㎡です。権利の種別は3条の賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「経営移譲年金を受給しているため、賃貸借期間満了により、再設定する」ということです。借受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を行う」ということです。土地代は△△-△以外が10アール当たり4,000円、△△-△が10アール当たり3,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>以上5件の案件とも、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上5件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がご</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>ございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p>
1 番	<p>□□□□さんが、今まで作っておられたところを譲渡されるということですか。</p>
2 9 番	<p>申請地は、〇〇交流センターの付近です。農道の交渉の経過から続きとして、譲り受けていただきました。値段交渉で半年かかりました。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第194号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第194号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第195号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の認定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページをご覧ください。「議第195号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の認定について」であります。</p> <p>議案書11ページ、12ページ及び資料番号1-1、1-2をご覧ください。議案上程の理由は、空き家付農地について、指定追加の事案が発生したためです。議案書12ページの別表2、農地法施行規則第17条第2項の適用につきまして、新たに〇〇町〇〇△△-△、〇〇町〇〇△△-△、〇〇町〇〇△△-△の3筆を加え、計58筆を区域としたいと考えております。対象物件の詳細は資料番号1-2をご覧ください。</p> <p>承認を得ることができましたら、平成26年3月24日告示といたします。また、変更後の空き家付対象物件は資料番号1-1のとおり、11件から12件となります。</p> <p>以上の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第195号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって「議第195号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」は、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第196号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
議 長	<p>議案書15ページをご覧ください。「議第196号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p>
事務局	<p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は合計20㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で、墓碑2棟を建築されます。転用の理由は、現在の墓地は山の頂上付近にあり、参拝するのに不便なため、申請地へ移転したいとのことです。始末書が提出されており、平成26年3月に墓地を建設してしまったとのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑、現況宅地、申請面積は616㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は一般個人住宅で、住宅1棟141.17㎡を建築されます。転用理由は、「申請地を転用し、個人住宅として利用する」とのことです。始末書が提出されており、昭和39年に住宅を建築し、現在まで利用してきたとのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分は、申請地が都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断致しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田、現況畑、面積は261㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は貸集合住宅で、貸集合住宅1棟90.14㎡、自転車置場5.33㎡、トランクボックス2.40㎡、駐車区画5台分を整備されます。転用理由は、「申請地を造成し、貸集合住宅を建築する」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号2番に同じです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は10㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建設されます。転用の理由は「現</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>在の墓地は自宅から離れており管理が困難なため、自宅隣接の申請地を転用し墓地としたい」 とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に 同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.90㎡です。申請 人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用の理由は 「現在の墓地は裏山の山中にあり、参拝するのも大変で宅地の近くに新設移転したい」とのこ とです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に同じで す。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は84㎡です。申請 人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は駐車場で、駐車区画2台分を整備されます。転用 理由は「現在は河川の堤と里道が家への進入路となっているが、幅が狭く車両の通行もできな いため、家の改築にあたり、申請地を通路及び駐車場として利用したい」とのことです。農用 地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号7番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は33㎡です。申請は 〇〇町〇〇の□□□□さん、転用の目的は宅地進入路で、転用の理由は「市道から自宅への通 路が狭く、自動車の通行が困難であるため、申請地を転用して通路としたい」とのことです。 農用地区域外で、確認は〇〇委員です。都市計画区域内の準工業地域に指定されております。 農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、 第3種農地と判断致しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>申し訳ありませんが、議案書14ページの申請番号1番についてです。既に墓地が建ってい ることもありまして、2筆とも現況地目畑を墓地に訂正をお願いします。</p> <p>以上、7件の申請についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありました。確認された委員で特に補足説明をする必要があれ ば、説明をお願いします。</p>
1 1 番	<p>申請番号1番について、手続きがされたときは畑でした。その後造成をされ事前着工されま した。私の方から嚴重注意をしました。また、事務局からも注意をいただき反省しておられま すのでよろしくご審議をお願いします。</p>
6 番	<p>申請番号2番について、□□□□さんから始末書を預かりましたので読ませていただきます。 「今回、農地法第4条により申請しております個人住宅用地につきましては、昭和39年に私 の父が申請地に居宅を建築し、現在まで自宅と庭として利用してきました。平成20年に父が 亡くなり、現在は私が居住しておりますが、当然宅地であると思って生活しておりましたが、 地元農業委員からの指摘により地目が農地、畑であることをはじめて知り、また転用許可を受 けておらず農地転用申請が必要であることも指導いただき、今回の申請に至った次第です。本 来なら農地法の適正な手続きによる許可を得てから利用すべきところでしたが事後の申請にな ってしまい、父が行ったこととはいえ誠に申し訳なく、今後、二度とこのようなことがないよ う、農地法他関係法令を遵守し適正な手続きを得ることをお誓いします」ということのでして、 □□□□さんは反省しておられますのでご審議よろしくをお願いします。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第196号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第196号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第197号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書17ページをご覧ください。「議第197号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は23㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は宅地進入路を建設されます。転用理由は、「現在市道から自宅への進入路が狭く、自動車の通行が困難であるため、申請地を譲り受け、通路を拡幅したい」ということです。農用地区域外で、都市計画区域内の準工業地域に指定されております。土地代は、10アール当り8,695,000円、確認は〇〇委員です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断致しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は合計267㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画9台分を建設されます。転用理由は、「現在、家族用の自家用車6台があり、自宅の敷地が狭隘なため隣接地の土地を借り駐車場として利用しているが、このたび申請地を買い受け、自家用車6台及び来客用3台分(自営業用)の駐車場及び回転場を確保するため」ということです。農用地区域外で土地代は</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>10アール当たり1,872,000円、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は197㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は一般個人住宅で、住宅1棟55.81㎡、車庫1棟30.06㎡を建築されます。転用理由は、「現在、〇〇市で借家住まいであるが、義父の農業後継者となるため妻の実家に近い申請地を譲り受け、住宅を新築したい」ということです。農用地区域外で土地代は譲渡人と譲受人が親子ということで無償、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号4番から5番は、同一の申請案件で、図面の56ページからを参考にご覧ください。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は455㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は農家住宅で、住宅1棟176.44㎡、農機具庫1棟54.00㎡、車庫1棟54.00㎡を建築されます。転用理由は、「既存の住宅が道路よりも小高い場所にあり、高齢の両親も上り下りが大変であり、また建物も老朽化したため、既存住宅に近接し、道路平らの申請地に新設する」ということです。農用地区域外で土地代は貸付人と借受人が親子ということで無償、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は500㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は農家住宅で、住宅1棟176.44㎡、農機具庫1棟54.00㎡、車庫1棟54.00㎡を建築されます。転用理由、確認委員、農地区分、許可条項は先ほどの4番と同じで、土地代は10アール当たり1,000,000円です。</p> <p>続きまして申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は673㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□です。転用目的は駐車場で、駐車区画16台分を建設されます。転用理由は、「新たにオープンする店舗の来客用駐車場として利用したい」ということです。農用地区域外で、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されております。賃料は、10アール当り470,000円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断致しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	以上6件の案件、ご審議をお願いします。
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。
議 長	無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございましたか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	お諮りいたします。 「議第197号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第197号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。
議 長	それでは次に、「議第198号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書20ページをご覧ください。「議第198号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」です。 今回の案件は大東町24件、加茂町40件、木次町4件、三刀屋町9件、吉田町18件の計95件申請されております。 この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。 ご審議よろしくお願い致します。
議 長	ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町で協議をお願いします。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する申請番号34番、申請番号42番の案件がございましたので、ご配慮ください。14時50分まで暫時休憩としますので、休憩の間にご協議をお願いします。
	(14時35分から14時50分まで町ごとに協議)

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>先ほど休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表いただきます。</p> <p>最初に、議事参与の制限に関わる案件であります申請番号34番、申請番号42番の案件を除く案件についてお願いします。大東町より順次発表をお願いします。</p>
29番	大東町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
6番	加茂町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
30番	木次町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
16番	三刀屋町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
10番	吉田町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	<p>ただ今発表のとおり、いずれも許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p>
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第198号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号34番、申請番号42番の案件を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p>
	(無しの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第198号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号34番、申請番号42番の案件を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、議事参与の制限に関わる案件であります申請番号34番の案件についてお願いします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、18番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>それでは、申請番号34番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を加茂町より発表させていただきます。</p>
6 番	<p>加茂町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今協議結果について発表いただきましたが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p>
	<p>「議第198号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号34番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p>
	<p>よって、「議第198号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号34番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
	<p>〇〇委員には、着席願います。 (〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>それでは次に、議事参与の制限に関わる案件であります申請番号42番の案件についてお願いいたします。</p>
	<p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、6番〇〇委員にはご退席願います。</p>
	<p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号42番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を加茂町より発表させていただきます。</p>
1 8 番	<p>加茂町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今協議結果について発表いただきましたが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第198号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号42番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第198号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号42番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>〇〇委員には、着席願います。 (〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第199号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」を議題といたします。</p> <p>農林振興課より説明を求めます。</p>
農林振興課	<p>それでは、「議第199号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」を説明させていただきます。別添の農業振興地域整備計画変更理由書をご覧ください。</p> <p>本日は、除外申請ということで、大東町8件、加茂町2件、木次町4件、三刀屋町9件、吉田町3件、掛合町については申請がありませんで、合計26件、そのうち追認案件2件、また、編入申請ということで吉田町17件について説明させていただきます。1つずつ説明はしますが、墓地、合併浄化槽に係る案件につきましては時間の都合上詳しい説明は省略させていただきますのでよろしく願います。</p> <p>まず〇〇町ですが、資料6ページからをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、〇〇△△-△、地目は畑、面積は633㎡、267㎡、で個人住宅及び車庫の案件です。2種農地で〇〇委員に確認を頂いております。図面は11ページです。この案件は、現在の自宅が狭くなったため隣接地の申請地に住宅と車庫を新築したいというものです。</p> <p>次に整理番号2番、事業計画者は宗教法人□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、〇〇△△-△、〇〇△△-△、地目は田、畑、畑、面積は138㎡、605㎡、54㎡で墓地及び参拝用駐車場の案件です。2種農地で〇〇委員に確認を頂いております。図面は13ページです。</p> <p>次に整理番号3番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、〇〇△△-△、地目は畑、田、面積は535㎡、200㎡で個人住宅及び車庫の案件です。2種農地で〇〇委員に確認を頂いております。図面は15ページです。この案件は、現在の自宅に母との同居を考えていたがその家では狭いため隣接地の申請地に住宅と車庫を新築したいというものです。</p> <p>次に整理番号4番、事業計画者は□□□□、申請地は〇〇△△-△、地目は田、面積は381</p>

発信者	議 事 要 旨
農林振興課	<p>㎡の内 180 ㎡で駐車場の案件です。1種農地で〇〇委員に確認を頂いております。図面は17ページです。この案件は、県道の拡幅工事により駐車場が狭くなってしまい、申請地の一部を駐車場として利用したいというものです。</p> <p>次に整理番号5番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は畑、面積は474㎡の内15㎡で墓地の案件です。2種農地で〇〇委員に確認を頂いております。図面は19ページです。</p> <p>次に整理番号6番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は畑、面積は651㎡の内10㎡で墓地の案件です。2種農地で〇〇委員に確認を頂いております。図面は21ページです。</p> <p>次に整理番号7番、事業計画者は□□□□、申請地は〇〇△△-△、地目は田、面積は1577㎡の内28㎡で合併浄化槽の案件です。2種農地で〇〇委員に確認を頂いております。図面は22ページです。</p> <p>次に整理番号8番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は田、面積は34㎡で墓地及び管理地の案件です。2種農地で〇〇委員に確認を頂いております。図面は24ページです。</p> <p>続きまして〇〇町ですが、資料31ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、〇〇△△-△、地目は田、田、面積は1055㎡、138㎡で駐車場の案件です。2種農地で〇〇委員に確認を頂いております。図面は34ページです。この案件は、近くの保育園に駐車スペースが少なく、安全性にも問題があるため新たに駐車場を整備したいというものです。</p> <p>次に整理番号2番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、〇〇△△-△、地目は畑、畑、面積は9㎡、13㎡で墓地及び管理地の案件です。2種農地で〇〇委員に確認を頂いております。図面は36ページです。</p> <p>続きまして〇〇町ですが、資料43ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、事業計画者は□□□□、申請地は〇〇△△-△、地目は畑、面積は1036㎡で参拝用駐車場の案件です。2種農地で〇〇委員に確認を頂いております。図面は46ページです。この案件は、現在参拝用の駐車場がなく、新たに整備をしたいというものです。</p> <p>次に整理番号2番、事業計画者は□□□□、申請地は〇〇△△-△、〇〇△△-△、地目は田、田、面積は486㎡、103㎡で参拝用駐車場の案件です。2種農地で〇〇委員に確認を頂いております。図面は48ページです。この案件は、遷宮に合わせ新たに駐車場を整備したいというものです。</p> <p>次に整理番号3番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、〇〇△△-△、地目は畑、畑、面積は7.56㎡、3.28㎡で宅地進入路拡張の案件です。2種農地で〇〇委員に確認を頂いております。図面は50ページです。この案件は、現在の進入路は狭く、利用上不便であり車両が進入できるようにしたいというものです。</p> <p>次に整理番号4番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は田、面積は180㎡で農作業場の案件です。2種農地で〇〇委員に確認を頂いております。図面は51ページです。この案件は既に農業用施設が建っており追認で処理させていただきます。</p> <p>続きまして〇〇町ですが、資料58ページからご覧ください。</p>

発信者	議 事 要 旨
農林振興課	<p>整理番号1番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は田、面積は101㎡の内20㎡で墓地10㎡及び管理地10㎡の案件です。2種農地で○○委員に確認を頂いております。図面は63ページです。</p> <p>次に整理番号2番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は591㎡の内25㎡で墓地10㎡及び管理地15㎡の案件です。2種農地で○○委員に確認を頂いております。図面は65ページです。</p> <p>次に整理番号3番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は205㎡の内20㎡で墓地10㎡及び管理地10㎡の案件です。1種農地で○○委員に確認を頂いております。図面は67ページです。</p> <p>次に整理番号4番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は205㎡の内56.82㎡で参拝用駐車場の案件です。1種農地で○○委員に確認を頂いております。図面は69ページです。</p> <p>次に整理番号5番、事業計画者は□□□□、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は72㎡で参拝用駐車場の案件です。2種農地で○○委員に確認を頂いております。図面は71ページです。この案件は、現在参拝用の駐車場がなく不便なため新たに整備したいというものです。</p> <p>次に整理番号6番、事業計画者は□□□□、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は421㎡で参拝用駐車場の案件です。2種農地で○○委員に確認を頂いております。図面は73ページです。この案件は、現在参拝用の駐車場がなく不便なため新たに整備したいというものです。</p> <p>次に整理番号7番、事業計画者は□□□□、申請地は○○△△-△、○○△△-△、地目は畑、畑、面積は69㎡、108㎡で参道の案件です。2種農地で○○委員に確認を頂いております。図面は75ページです。この案件は、現在の参道は狭く不便で、大型車の乗り入れが困難なため整備したいというものです。</p> <p>次に整理番号8番、事業計画者は□□□□、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は41㎡で参道の案件です。2種農地で○○委員に確認を頂いております。図面は77ページです。この案件は、現在の参道は狭く不便で、大型車の乗り入れが困難なため整備したいというものです。</p> <p>次に整理番号9番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は92㎡の内39.43㎡で墓地10㎡及び管理地29.43㎡の案件です。2種農地で○○委員に確認を頂いております。図面は79ページです。</p> <p>続きまして○○町の除外ですが、資料86ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、事業計画者は□□□□、申請地は○○△△-△、○○△△-△、地目は田、田、面積は457㎡、245㎡で流路工の案件です。1種農地で○○委員に確認を頂いております。図面は89ページです。この案件は、県の事業（水源森林再生対策事業）に伴う付帯設備を施工したいというものです。</p> <p>次に整理番号2番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、○○△△-△、地目は田、田、面積は356㎡、1387㎡で農機具庫及び資材置場の案件です。1種農地で○○委員に確認を頂いております。図面は91ページです。この案件は、□□□□の隣接地で利便性があり、鉄板などの資材置場や農機具庫を新築したいというものです。この案件は既に資材置場になっており追認で処理させていただきます。</p>

発信者	議 事 要 旨
農林振興課	<p>次に整理番号3番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は畑、面積は618㎡で駐車場の案件です。2種農地で〇〇委員に確認を頂いております。図面は93ページです。この案件は、現在の駐車場が家から離れたところにあり不便であり、また農作業用資材・農機の積み下ろしが自宅の作業場近くのできるので新たに整備したいというものです。</p> <p>続きまして〇〇町の編入ですが、資料100ページをご覧ください。</p> <p>この編入の17件の案件につきましては、島根県の経営体育成基盤整備事業という事業で〇〇地区の圃場整備をするというものです。図面は108ページからです。また125ページには全体図を掲載しております。以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今説明をいただきましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第199号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」は、提案のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第199号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」は、提案のとおり妥当として市長に報告することに決定しました。</p>
議 長	<p>以上で本日の議事日程は全て終了し、閉会といたします。</p> <p>なお、4月の総会は4月23日(水)午後2時30分から「木次町下熊谷交流センター」で開催いたします。</p>
議 長	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席願います。</p>
議 長	<p>次にその他事項に入ります。事務局より説明願います。</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p data-bbox="300 219 470 250">【その他事項】</p> <ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="341 271 1198 302">(1) 平成 25 年度雲南市農業振興施策に関する建議書の回答について<li data-bbox="341 320 866 351">(2) 農地の利用状況調査結果報告について<li data-bbox="341 369 1374 400">(3) 平成 25 年度農業委員会活動の点検・評価及び平成 26 年度活動計画について<li data-bbox="341 418 783 450">(4) 利用権設定の終期通知について<li data-bbox="341 468 1059 499">(5) 平成 25 年度農業委員活動記録カードの提出について <p data-bbox="1353 510 1412 542" style="text-align: right;">以上</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____